

24林整計 第293号  
国土籍 第705号  
平成25年 3月26日

各都道府県林務担当部局長 殿  
各都道府県地籍調査担当部局長 殿

林野庁森林整備部計画課長  
国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長

## 森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について

森林経営計画の作成や森林施業の集約化等を進めるためには、森林所有者等の情報の整備が不可欠であり、特に森林所有者が不在村化、高齢化している中で、森林の相続等を契機として森林境界の把握が難しくなっている場合も生じていることから、森林所有者の特定や森林境界の明確化を図ることが課題になっている。

一方、森林地域における地籍調査についても同様の理由により、その一層の促進が必要になっている。

このため、林野庁と国土交通省が密接に連携を図りつつ、林野庁は森林整備加速化・林業再生基金等による森林境界の明確化の活動（以下「森林境界明確化活動」という。）を支援するとともに、国土交通省は森林地域における地籍調査や山村境界基本調査（以下「地籍調査等」という。）を推進して当該地域の地籍整備に努めているところである。

また、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）により、他の行政機関が保有する森林所有者の情報の利用や提供に関する規定が新たに措置されており、森林境界明確化活動や地籍調査等の情報等をもとに森林情報の整備が進められている。

こうした中、森林境界の明確化を一層推進するため、森林境界明確化活動と地籍調査等の連携を強化し、下記に留意して取り組まれるようお願いする。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。

## 記

### 1 森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について

- (1) 都道府県及び市町村の林務担当部局（以下「林務担当部局」という。）及び地籍調査担当部局（以下「地籍調査担当部局」という。）は、森林境界明確化活動が効果的に実施されるとともに、森林地域における地籍調査等が円滑に実施されるよう、これらの実施予定箇所や実施時期等について事前に調整を図るものとする。

(2) 林務担当部局は、森林境界明確化活動の成果を後年度の地籍調査等に活用するため、次の点に留意して森林境界明確化活動を実施するよう当該活動の実施主体に指導又は助言するものとする。

ア 境界杭は耐久性に優れた材質のものを使用し、視認性の高い形状とすること。

イ 森林境界明確化活動の実施予定地の近辺において、地籍調査等による基準点や図根点が設置されている場合は、当該基準点等と境界を明確化した森林との位置関係がわかるように測量等を実施すること。

ウ 森林境界明確化活動により作成した成果品については、地籍調査等が実施されるまでの間、事業主体において適切に保管するとともに、地籍調査等に有効に活用されるよう努めること。

(3) 林務担当部局は、森林境界明確化活動の成果について、森林GISにより森林境界用のレイヤーに保存するなどして森林境界が明確化された箇所を記録し、森林簿及び森林計画図に速やかに反映させるとともに、当該活動の成果が地籍調査等に活用されるよう地籍調査担当部局に必要な応じて次の資料を提供するものとする。

また、地籍調査担当部局は、当該資料を有効に活用して森林地域の地籍調査等の円滑な推進に努めるものとする。

ア 森林境界明確化土地一覧（別紙1）

イ 森林境界不明土地一覧（別紙2）

ウ 森林境界保全簿（別紙3）

エ 森林境界保全図（別紙4）

オ その他（位置図及び森林計画図等）

(4) 地籍調査担当部局は、森林地域において地籍調査等を実施した場合は、その情報を林務担当部局に提供するものとする。また、林務担当部局は、当該情報を森林簿及び森林計画図に適切に反映するよう努めるものとする。

## 2 森林地域における地籍調査等の促進について

地籍担当部局及び林務担当部局は、連携して森林組合等の林業事業体等に対し森林地域における地籍調査等の必要性について一層の周知を図るとともに、当該地域の地籍調査等が円滑に実施されるよう関係団体等と協力しながらその促進に努めるものとする。